

協議事項38

小学校教科担任制の基本方針について

小学校教科担任制の基本方針について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和4年1月12日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

小学校教科担任制 基本方針

1 方針

- 高学年を対象に教科担任制を導入し、小・中学校の円滑な接続を図る。
- 教材研究を綿密に行い、教科指導の専門性を高め、より質の高い授業を目指す。
- 複数の教員で児童の多面的な理解を進め、組織的に支援・指導する体制を構築する。

2 対象学年

- 5、6年生
- ※ 児童の発達段階や学校状況に応じて、5、6年生に加えて他学年においても可能とする。
 - (例) ・児童の実態や教員の配置状況を踏まえ、5、6年生に加えて3、4年生でも実施
 - ・5、6年生は1学期から開始、次年度に向けて4年生は3学期から開始

3 対象教科

- 算数、理科、外国語、体育
- ※ 教職員の専門性や週当たりの時間数に応じて、対象教科以外においても可能とする。

4 実施形態(類型)

- 学級をもたない教員による特定教科の指導
 - (例) ・総務・学習指導担当や主幹マネジメント（非常勤教員）等が特定教科を担当
 - ・音楽・図工の担当者が担当教科以外の教科を担当
- 学級担任間の授業交換
 - (例) ・授業交換として、算数と国語（週5時間）の交換や理科と社会（週3時間）の交換
- 学級担任との複数指導
- ※ 上記の類型を複数組み合わせることも可能とする。